令和4年度沼津市モビリティ・マネジメントパンフレット作成業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

本市では、渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る 状態から公共交通や自転車などを賢く使う方法へと自発的に転換することを促す、市民や 様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした取組である「モビリティ・ マネジメント」を推進すべく、市の出前講座等を活用し、モビリティ・マネジメント教育 を実施している。

本業務は、モビリティ・マネジメント教育の実施にあたり、受講者の知識をより深める ことを目的とし、講座受講者向けのモビリティ・マネジメントパンフレットの企画・作成 を実施するものである。

業務の実施に当たっては、価格競争よりも企画力を重視するものであることから、幅 広い知識や豊富な経験等が必要とされるため、予算の範囲内でより良い提案が得られる プロポーザル方式(※)により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和4年度沼津市モビリティ・マネジメントパンフレット作成業務委 託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定 めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の 提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1)業務名 令和4年度沼津市モビリティ・マネジメントパンフレット作成 業務委託
- (2)業務内容 別紙「令和4年度沼津市モビリティ・マネジメントパンフレット 作成業務委託 公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年12月28日まで
- (4)契約金額 契約上限額 1,438,800円(消費税及び地方消費税を含む)

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市都市計画部まちづくり政策課

(〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内)

担当 佐藤、山田

電話 055-934-4759 FAX 055-933-1412

E-mail mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、 同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置 を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	参加要領等の公表	令和4年7月15日(金)ホームページに掲載
2	質問受付	令和4年7月19日(火)から
		令和4年7月21日(木)17時まで
3	質問回答 (随時)	令和4年7月25日(月)17時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込及び	令和4年7月26日(火)から
	企画提案書等の提出	令和4年8月10日(水)17時まで(必着)
5	選考会 (書類選考)	令和4年8月17日(水)予定
6	選定結果の通知	令和4年8月18日(木)17時までに電子メールで
7	契約締結	令和4年8月下旬予定

※公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※上記スケジュールは変更となる可能性がある。なお、変更後のスケジュールは沼津市ホームページで随時公開する。

6 質問受付・回答

(1) 質問期間

令和4年7月19日(火)から令和4年7月21日(木)17時まで。

(2) 質問方法

質問書(様式1)に質問内容等を記載し電子メールにより担当部署へ提出すること。

また、提出後は必ず電話による受信確認を行うこと。

(3)回答方法

業務の内容等に関する質問については、令和4年7月25日(月)17時までに、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込及び企画提案書等の提出

本手続きは、参加申込及び企画提案書等を同時に提出するものである。

(1) 提出期間

令和4年7月26日(火)から令和4年8月10日(水)17時まで。(必着)

(2) 提出方法

下記の書類を用意し、持参または郵送により担当部署へ提出すること。

ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④⑤⑥⑦は不要である。

また、持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、8時30分から17時まで(休日を除く。)に提出すること。提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出書類

- ① 参加申込書(様式2)
- ② 同種業務等実績表(様式3)

記載した業務のうち代表する業務の一つは、内容が確認できる資料(契約書・ 仕様書等の写し・作成したパンフレット等の成果物)を添付

- ③ 会社概要(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)
- ④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)
- ⑤ 法人登記している場合

履歴事項全部証明書の写し1部(申込日より3か月以内に発行されたもの) 個人事業主の場合

代表者身分証明書の写し1部(申込日より3か月以内に発行されたもの)

- ⑦ 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)
 - (ア) 沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)
 - (イ) 沼津市固定資産税納税証明書(昨年度のもの)
 - (ウ) 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出
- ⑧ 企画提案書提出届(様式5)
- ⑨ 見積書(様式自由、押印不要)

- ⑩ 企画提案書(様式自由・A4片面1ページとし、10ページ以内で作成すること。) 企画提案書では、下記の項目を必ず記載すること。
 - (ア) パンフレットのコンセプト案及びその理由
 - (イ) パンフレットの形態案(形態、ページ数)
 - (ウ) パンフレットの構成案
- ① 工程表(様式6)
- 迎 実施体制調書(様式7)
- (4) 提出部数・企画提案書等の規格 (<u>不備がある場合は、一切受け付けない。</u>) 企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
 - ・「(3) 提出書類」のうち、①~⑨は各1部。

 - ・「(3) 提出書類」のうち、⑩~⑫については、すべて自社名を記載してはならない(入っている場合は受け付けない)
- (5) その他、注意事項
 - ① 見やすいもの、わかりやすいものとすること。特に実施方法は、具体的に説明 し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
 - ② 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲ででき うる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを 採用する点に鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の 専門性を生かした指摘や提案に努めること。
 - ③ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
 - ④ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。
 - ⑤ 実施体制においては、クリエイティブディレクターをたてること。 ※クリエイティブディレクターとは:企画から制作過程におけるすべての業務 において指揮を執る人物のこと。また、各分野の専門スタッフを指揮する中心 的な立場の人物のこと。

8 提案する内容

別紙「令和4年度沼津市モビリティ・マネジメントパンフレット作成業務委託 公募 仕様書」4の業務内容(1)パンプレット作成に示す部分について、提案を行うこと。 また、本業務に関する関連情報を十分に理解した上で、下記に示す内容の提案を行う こと。

- ① 対象者である小学校低学年及び成年者に対して、公共交通に関心を持てるわかり やすい表現やレイアウト、配色、イラスト等のデザインに関すること。
- ② 様々な視点(交通渋滞、環境問題、健康面)から公共交通を利用することのメリットを提示し、公共交通の利用促進につなげるノウハウに関すること。

9 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「令和4年度沼津市モビリティ・マネジメントパンフレット作成業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

10 選考結果の通知

全参加者に対し、令和4年8月18日(木)17時までに電子メールにて通知するとともに、契約候補者と選定された者を沼津市ホームページに公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類が提出期間中に提出されなかったとき
- (2)「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、 契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロ ポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、 仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1)「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたときなお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1)提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価 に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2)提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿(業者名簿)に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目	評価基準	配	合計	
		点	配点	
業務遂行	○同種業務の実績は十分なものか ※同種業務とは:市等が発注する各種PR冊子の 企画・作成の受託業務実績を意味する。	15		
能力	○配置予定者の専門性は十分か○業務を円滑に進められる体制となっているか	15 40		
	○業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか			
	○仕様書に掲げた業務目的を踏まえたコンセプト 設定となっているか	15		
企 画 提 案 力	○対象者に公共交通について関心を持ってもらえるよう、わかりやすい表現やデザイン (レイアウト、配色、イラスト等) が期待できるか	25		
	○パンフレットの構成、形態は、効果的かつ工夫 されていることが期待できるか	20		
			100/100	

ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。